

[申込不要]

入場  
無料

# 札幌市 犯罪被害者等基本条例の 制定に向けて

みんなで支える 住みやすい街さっぽろ

あなたも突然、犯罪被害者やその遺族になってしまうかも知れません。殺人、交通事故、性暴力・・・自分自身や大切な家族が犯罪の被害にあうと、深い悲しみや怒り、悔しさ、何をしても良いか分からない、何も考えられない・・・という状態になってしまいます。

被害者が日常を少しでも取り戻すためには、被害直後から途切れのない経済面、生活面、医療面などの支援が必要です。そのためには地方自治体による支援がきわめて重要であり、その根拠となる犯罪被害者支援条例が全国的に整備されつつあります。2018年4月に制定された北海道犯罪被害者等支援条例も、そのひとつです。

しかし、一番身近な自治体である市町村についてみると、北海道内ではほとんどの市町村でまだ制定されていません。

札幌弁護士会では、北海道を代表する自治体である札幌市において、被害者への経済的支援等を定めた犯罪被害者支援条例を制定することの必要性やその内容について、皆さんで考えるためのシンポジウムを開催します。

日時

令和元年 9月20日 金

午後3時～5時30分（午後2時30分受付）

場所

北海道立道民活動センター（かでの2・7）520研修室

札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル

シンポジウムの内容

## ●経過報告

― 山田 廣（弁護士・札幌市に犯罪被害者条例を作る市民会議座長）

## ●被害者の声を聞く

## ●基調講演 市町村による支援の必要性

― 諸澤 英道 氏（常磐大学元学長、世界被害者学会理事）

## ●条例制定市町村の担当者からの報告

― 木本 克己 氏（横浜市市民局人権課専任職犯罪被害者等支援担当）

## ●札幌市条例の提案について

― 大鹿 祐太郎（弁護士）



諸澤 英道 氏

## アクセス

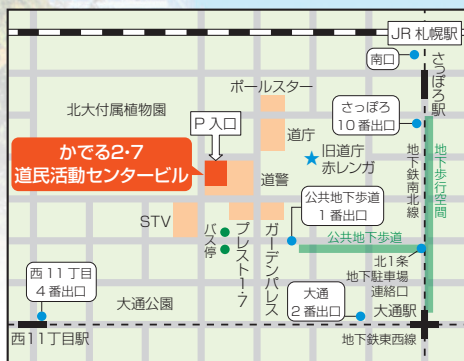
▶ JR札幌駅南口：徒歩13分

▶ 地下鉄

さっぽろ駅（10番出口）：徒歩9分

大通駅（2番出口）：徒歩11分

西11丁目駅（4番出口）：徒歩11分



主催／札幌弁護士会

後援／札幌市に犯罪被害者条例を作る市民会議

[問い合わせ先] 札幌弁護士会 tel.011-281-2428